評価書 (個票)

事務・事業名	労働衛生コンサルタント試験	担当課	労働基	進 局
777 771	に係る講習	(担当課長)		平/3 生部 労働衛生課
	1 - PK			田康久)
根拠法令等	労働安全衛生法(昭和 47 年法	律第 57 号) 第 82	類型	講習研修
	条第3項及び第83条第2項		–	
	労働安全コンサルタント及び	労働衛生コンサル	指定等	
	タント規則第11条第10号		の形態	登録
事務・事業の	〇事務・事業創設時の趣旨			
概要	労働衛生コンサルタントは、事業場における労働衛生の水準の向上を図るため、			
	事業者からの依頼により、事業場の診断やこれに基づく指導を行う専門家である。			
	このため、労働衛生に関する高度な専門的知識が必要であり、衛生に関する講			
	│ 習を受けた者で、かつ 15 年以上衛生の実務に従事した場合に、労働衛生コンサル │ タント試験の受験資格を付与することとしたものである。			
	ダント試験の受験食俗を付与。 	9 ることとしたも0	りじめる。	
	 ○事務・事業の内容			
	○事物 事業の内容 厚生労働大臣の登録を受けれ	た法人が行う衛生に	- 関する講習。	を修了! かつ 15
	年以上衛生の実務に従事した者			
	を付与するもの。			
事務・事業の	労働衛生コンサルタントは、	事業場における労働	動衛生の水準	の向上を図るため、
目的	事業者からの依頼により、事業			
	このため、労働衛生に関する	る高度な専門的知識	ぱが必要であり	り、衛生に関する講
	習を受けた者で、かつ 15 年以	上衛生の実務に従事	事した場合に、	、労働衛生コンサル
	タント試験の受験資格を付与す	することとしたもの	Dである。	
関連する	 -			
政策目標				
関連する	 -			
業績指標				
指標の	-			
目標値等				
法人の指定等				
の状況	- (登録されていない。)			
指定・登録等の				
基準に対する	特になし			
よくあるお問い				
合わせと回答				
料金等・積算根				
拠	- (登録されていない)			
	〇実績(平成27年度)			
績	_			
	〇事業収入(平成27年度)			
	_			

国からの補助金 等	特になし
事務・事業の見 直し状況(これ までの検証)	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第55号)により、登録基準に係る基本的事項、主務大臣に対する報告等に係る規定を定めた。(平成21年3月)
事務・事業の必 要性等・有効性	〇事業の必要性 事業場における労働衛生の水準の向上を図るため、労働衛生コンサルタント試 験の受験機会を広げる観点からも、今後も存続させる必要がある。
	〇事業の妥当性 現在、登録されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難で ある。
	〇事業の有効性 現在、登録されている法人がなく、事業を実施していないため、評価が困難で ある。
事務・事業の執行体制の妥当性	〇指定等を行う妥当性 当該講習については、法令で定められた講習科目に関する知識経験を有する者 により行われること等が必要であることから、当該講習を行おうとする者からの 申請に基づき、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関す る省令(昭和47年労働省令第44号)(以下、登録省令という。)に定められてい る登録基準に照らして審査し、登録基準に適合していると認められる場合に限り 厚生労働大臣が登録することにより行われている。
	〇事務・事業実施主体の適格性 当該講習については、申請により厚生労働大臣の登録を受けた者によって行われるものであり、その登録基準は登録省令において示されている。 また当該登録コンサルタント講習機関は、当該講習業務に関する業務規程の届出や毎事業年度、その事業計画及び事業報告書等を厚生労働大臣に届け出る必要があるほか、必要があると認められる場合は、勧告を行うことによりその適正な実施を担保している。
	〇実施主体としての指定等法人の適格性 現在、登録されている法人がないため、評価が困難である。
評価結果の総括 (現状分析(事 務・事業の評価) と今後の方向 性)	
備考	